

令和6年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:空港周辺整備機構)

契約名及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の名 称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は会 計規程等の根拠条文 及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
				該当なし							

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、令和5年度に締結した契約のうち、令和6年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、令和5年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、令和6度以降の具体的な移行予定年限(例:令和6年度)を記載すること。

【様式2】

令和6年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(令和5年度実績)

(独立行政法人名:空港周辺整備機構)

※

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務室借上に係る共益費	独立行政法人 空港周辺整備機構 理事長 今吉 伸一 福岡市博多区博多駅東2-17-5	令和5年4月1日	株式会社アサヒ緑健 福岡市博多区博多駅東3-5-15	会計規程第43条第3項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	5,806,548	—	—	共益部分の電気、ガス、水道料、エレベータ保守及び清掃費については事務所賃貸借契約に基づき当該賃借人からの請求によることとされており、競争の余地がないため。	5	
事務室借上に係る電気料	独立行政法人 空港周辺整備機構 理事長 今吉 伸一 福岡市博多区博多駅東2-17-5	令和5年4月1日	株式会社アサヒ緑健 福岡市博多区博多駅東3-5-15	会計規程第43条第3項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	1,718,562	—	—	事務所賃貸借契約に基づき当該賃借人からの請求によることとされており、競争の余地がないため。	5	
令和5年度 住宅騒音防止工事事務処理システム改修作業	独立行政法人 空港周辺整備機構 理事長 今吉 伸一 福岡市博多区博多駅東2-17-5	令和5年4月1日	ソフトフィールド株式会社 福岡市博多区博多駅東2-6-23	会計規程第43条第3項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	4,215,475	4,215,475	100%	0	独自仕様に基づいた本システムの特殊性、事業の継続性及び障害時対応の迅速性を考慮し、システムを構築した左記相手方に請け負わせる必要があつたため。	19	

※随意契約によらざるを得ない事由(類型早見表により)

5:当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、令和5年度に締結した契約のうち、令和6年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入れをしても落札者がない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随意契約事由	類型区分
『競争性のない随意契約によらざるを得ない場合』	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの3	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12